ZHA 事務所との監修業務契約について

■一般的なデザイン監修業務の位置付け

「監修業務」は、デザイン競技の場合など、特殊な形態をとった場合に生じる業務であり、公共工事における設計業務においては通常発生しない業務である。

建築基準法や建築士法などの建築関連法規に規定される設計業務（設計者）、監理業務（監理者）に対し、「監修業務」は一般的に法的位置付けはなく、これまでの他事例では、自らのデザインコンセプトの設計者に対する指示から、色彩、材料選定、インテリア、照明、サイン、建物外観、外部空間、建物の特徴的な部分等のデザイン等について、設計者に意図を指示したり、時には自ら設計したりする業務まで広範であり、かつ対象業務範囲はそのプロジェクトごとに異なり、一律に定義できるものではない。

■監修業務費の考え方

上述により、「監修業務」の実質的な業務内容は、設計業務（基本・実施）と監理業務に包含されるものである。

通常の設計・監理業務費の算出にあたっては「官庁施設の設計業務等積算基準」（国交省）に基づき算出することとなるが、積算基準の対象規模は２万㎡であり、２０万㎡を超える新国立競技場の算出は困難なこと、また、監修業務費を切り分けることもできないことから、見積をもって監修業務費を算出している。

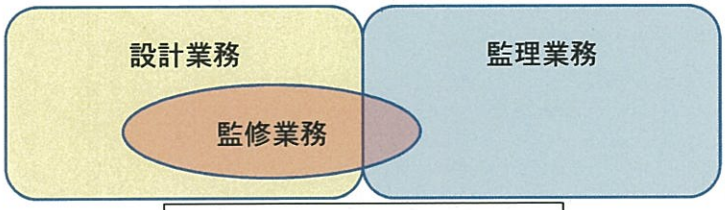

監修業務の位置付け（イメージ）

■契約額の妥当性【参考】

～同等規模における公共建築比較～

・東京国際フォーラム（設計者　ラファエル ヴィニオリ　米国）

延べ面積 14.5 万㎡

事業費 1,650 億円（HP より）　　設計料 83 億円（基本・実施）（※某事務所 HP より）
（事業費の約 5%）

・新国立競技場（基本設計段階）

延べ面積 22.3 万㎡

事業費 1,692 億円　　設計料 52 億円（基本・実施・デザイン監修共）
（事業費の約 3%）